

男女が平等に参画する 俱知安のまちをつくる 推進プラン



俱知安町

男女が平等に参画する俱知安のまちをつくる推進プラン（基本計画）の策定と実施にあたって

1 なぜ、推進プランが必要なのでしょう

私たち日本の社会では、第二次世界大戦後、新憲法が制定され、法整備がなされ、人権の尊重や男女平等の考え方も徐々にすすんできました。

また、これに異論をとる人も少なくなり、表面上は男女平等社会がほぼ実現したように見えます。

高齢化、少子化が急激に進むこれからの社会で、女性は結婚して主婦になり家事・育児を行うのが当然と決めつけたり、男性は働いて妻子を養うのが役目という考え方は、まったく根拠のないものになりました。しかし、戦後 60 年を過ぎた今でも、実際の生活場面ではさまざまな差別が存在しています。

平成 17 年度に本町が実施した「俱知安町民の男女平等に関する意識調査」(以下「町民アンケート」という。)の結果では、「男は仕事、女は家庭」というこれまでの男女の役割分担について「同感しない」が 38.3 パーセント、「どちらともいえない」が 45.2 パーセントでしたが、実際の家事や育児の分担では、その大半を女性が担っていることが明らかになりました。

現実に男性の家事時間は非常に短く、また有職の女性では仕事も家事も担っているのが実情です。

行政において意思決定場面での女性の登用率は低く、民間の企業では男性管理職が圧倒的に多い状況です。さらに、多様な労働形態の拡大が低賃金労働者を生み出し、その大部分を女性が担っています。

これからの社会では、このように固定化された性別役割分業意識を改め、これまでの社会の仕組みの中で埋もれていた女性の能力や活力を十分に生かすことが、社会発展の鍵でもあるのです。

平成 11 年に制定された男女共同参画基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけております。

私たちのまち俱知安町においてもすべての町民が性別意識にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮して、その人らしく暮らすことを願い、男女が平等に参画するまちをつくるため、平成 17 年 4 月に「男女が平等に参画する俱知安のまちをつくる条例」が制定され、これを実現するための基本計画をつくることが義務づけられました。

以上のことが、推進プランをつくることの根拠となっています。

2 推進プランをつくるに当たって心がけたこと

この推進プランをつくるに当たって次のことに心がけることとしました。

(1) 条例の基本方針に則ったものであること。

- (2) それぞれの生活の場において「めざす姿」を明確に示すとともに、簡素で町民のだれもが容易に理解できるものであること。
- (3) 具体的で十分に実現可能なものであること。
- (4) 成果が目に見えるものでみんなに男女平等参画の推進に勇気と希望を与えるものであること。
- (5) 一度限りで終わるものではなく持続性があるものであること。
- (6) 男女平等参画や条例の趣旨や内容に異論のある人や批判的な人の意見も十分聞いた上でプランをつくること。

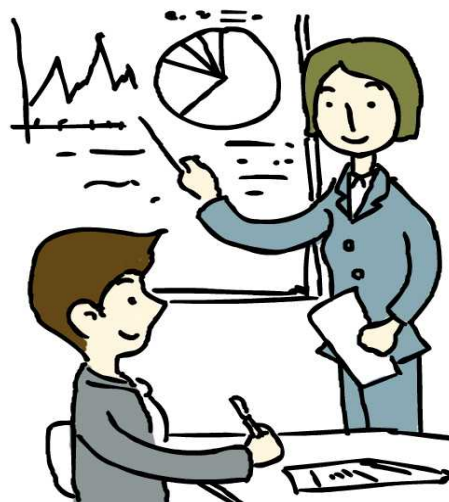
3 推進プランの期間及び見直し

- (1) この推進プランの実施期間は、平成 19 年度から次期倶知安町総合計画の終了年度（平成 29 年度）までとします。
- (2) この推進プランは、その実施の状況、社会環境の変化等により、見直しを検討します。

4 国や北海道等との協調

この推進プランの実施に当たり、国や北海道に対し積極的な支援と協力を求めるとともに、目的を同じくする他市町村、町内の各種団体等とも協調して進めます。

特に男女平等参画の推進に先進的な取り組みをしている団体の経験に学ぶようにします。



5つのめざす姿

家庭のめざす姿

課題1 性別にとらわれず、家事、育児、介護を協力して行う家庭

家庭のあり方は、子どもの人間形成に大きな影響を与えます。幼児期のうちから男女をわけへだてなく育てることが大切です。また、家庭での男女の役割分担意識を改めて、家事、育児あるいは介護等を共同して分担することが大切です。

そのために次のことを計画し実施します。

男女平等の立場に立った家庭教育についての講演会、講座、学級などを行います。

男性が家事、育児、介護などの生活技術を習得できる学習機会をつくり、男女が互いの立場を理解し合い、家事などを分担して行う家庭を目指します。

課題2 あらゆる暴力のない安全で平和な家庭

夫、妻、恋人からの暴力、性的虐待、児童に対する虐待などは、いずれも弱い立場にいる人の人間性を否定し、人権を侵害することであり、いかなる理由があっても許されることではありません。

これらの未然防止のために次のことを実施します。

町、教育委員会、人権擁護委員協議会、民生委員協議会、保護司会、町内会連合会など関係機関によるネットワークを作り、啓発活動、情報交換、防止対策などを共同で行います。

町に、暴力の被害者に対する相談のための窓口を設置します。

課題3 お互いの性を尊重し、女性の健康と権利が守られる家庭

性の尊重についての理解や、母性の重要性についての認識を深め、女性の人権尊重の視点から性と生殖に関する健康と権利の定着、浸透を図り、安心して妊娠、出産が出来るようにするため次のことを実施します。

男女相互の性の尊重を促すための学習機会の提供や広報活動を行います。

妊娠や出産に伴う心身の変化や、これからの子育てに関する不安などについて、相談に応じられるよう町の体制を充実させます。

課題1 一人ひとりの個性や能力と人権を大切にすることを実践する学校

教育基本法には、「世界の平和と人類の福祉に貢献する理想の実現は、教育の力に待つべき」と示されています。学校教育の全体をとおり、男女の固定的な性別役割分担意識を改めるため、次のことを実施します。

人権尊重・男女平等参画推進に関する教職員の認識を深める研修を行います。
男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実します。
男女を問わず個人の能力、適性に応じた進路指導を行います。

課題2 お互いの性を尊重する学習がしっかりと行われる学校

生涯にわたり男女が健全な人間関係を築くには、お互いの性を理解し、支えあう意識なしには成り立ちません。生命の尊厳や、性に関する指導の充実を図るため次のことを実施します。

教職員を対象とした性に関する指導についての研修を行います。
性に関する指導を目的とした児童生徒用副読本を配布します。
避妊や性感染症の予防を確実に行うことが出来る、実効的な思春期教室を実施します。



課題1 性別による差別がなく、個人の能力と個性が大切にされる職場

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性がもっと積極的に職場に進出する意欲が持てるように、就業機会の拡大に努めます。そのために次のことを実施します。

男女雇用機会均等法、介護休業法、パートタイム労働法など法の下での男女平等の確保はもとより、男女を問わず職場の中でその能力が十分に発揮できるような環境を整えることについて、事業主に対し、周知や啓発を行います。

労働基準監督署など関係機関と連携して、町に労働相談の窓口を設置します。

課題2 男女がそれぞれの人格を認め合って安心して働くことが出来る職場

男女が職場においてお互いの人権を尊重し、能力と個性を認め合うとともに、上司や同僚から性的嫌がらせなどを受けず、安心して働くことが出来る職場をつくるよう次のことを実施します。

性的嫌がらせの防止など誰もが安心して働くことができるよう、雇用主と労働者の双方に職場環境が向上するような事例をとりあげ、紹介し、啓発に努めます。

課題3 男女が共に、育児や介護をしながら仕事と家庭を両立できる職場

家族が男女平等の意識をもって、男女が共に仕事をしながら、互いに家事や育児、介護を担い、ゆとりある家庭生活を送ることができるように、労働時間の短縮と育児や介護を支援する職場環境を整備するため次のことを実施します。

共働き家庭の放課後児童対策を充実します。

就業形態に対応した延長保育、一時保育等、多様な保育サービスの充実に努めます。

育児、介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体等に対する普及、啓発を行い、新規に進出する企業に対し、託児所の設置など子育て支援対策を実施するよう要請します。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、計画を実施します。

課題1 活動の企画や決定に男女が対等に参画できる町内会等の 地域活動

これまで町内会などの地域社会の活動の中では、男女とも固定的な役割分担を当然のものとして受け入れてきました。

地域活動の中で、ものごとを決めるときに、男女が対等に参画できるよう次のことを実施します。

男女平等参画推進の立場に立った地域活動のリーダーを養成するための各種講座、研修を行います。

町内会、各種ボランティア組織などにおける役員構成は、男女いずれにも偏らないように努めます。

課題2 男女を問わず高齢者や障がい者が住み慣れた家で生きいきと安心して暮らせる地域

男性の退職後における生活は、長年の仕事中心の生活で家事に疎く、地域との関りが希薄なため、女性と比較して自立度が極めて低いといわれます。特に配偶者と離別して一人暮らしになったとき、病や障がいをもつようになったときにそれが顕著です。

男女の区別なく高齢者や障がい者が住み慣れた家で生きいきと安心して暮らせる地域をつくるため次のことを実施します。

男女を問わず、地域社会への参加を促すため、町内会、各種ボランティア組織などの活動では、多くの人々が役員やリーダーとしての経験を積むようにして、他人任せ、傍観者にならないように努めます。

男女を問わず、世代や価値観の異なる人々が互いに支えあって高齢者や障がい者が住み慣れた家で生きいきと安心して暮らせるサービスを提供できる仕組みをつくりまします。



5つのめざす姿

町のめざす姿

課題1 条例で決められた「男女平等参画を実現するための町の仕事」を具体化し実行します

町は、条例で決められた「男女平等参画を実現するための町の仕事」を具体化するため次のことを実行します。

条例が制定されたことを知っている町民が半数しかいないこと、「男女平等参画を進めると男らしさ、女らしさが失われ、少子化がさらに進む」「男女なんでも平等などありえない」とする意見が町民の比較的若い層から寄せられている（町民アンケート）ことから条例の目指す内容と基本計画の内容を児童・生徒をはじめ町民の誰もが理解し、実行できるよう効果的な教育宣伝活動を行います

男女平等参画の推進について全町的なアンケートを定期的を実施します。

町自ら男女平等参画を推進するため、職場内に推進委員を置き、推進委員会を設置します。

課題2 男女平等参画に関する町民の苦情や相談ごとを積極的に受けとめる体制をつくとともに、男女平等参画推進月間を設け、集中的な取り組みを行います

男女平等参画を進める上で役場は、町民にとって、心のよりどころ、最後の砦とならなければなりません。町民の苦情や相談ごとを積極的に受け止め、問題解決に当たるため次のことを実施します。

役場に相談窓口を設置し、町長が学識経験者、有識者の中から任命した推進員（相談アドバイザー）が男女平等参画に関する町民からの相談や苦情、意見の処理に当たります。

男女平等参画推進月間を設け、月間中の諸行事を通じて男女平等参画推進の集中的な取り組みを実施します。

課題3 保育の施設、サービスや高齢者、障がい者の介護サービスを充実し、女性が結婚、出産後も家庭と仕事を両立できるよう次のことを実施します

男女平等参画を推進し、女性の社会参加を進めて行くためには、女性が結婚、出産後も家庭と仕事を両立できるようその環境を整えていくことが不可欠です

そのために次のことを実施します

すべての働く女性の子どもの希望する時間に、預かることができる環境を整備するための助成を国や道に働きかけます。

学童保育や保育所のサービスの充実に努めます。

子育て経験のある高齢者等のボランティアによる子育て支援体制の充実に努めます。

高齢者や障がい者の介護サービスの充実に努め、互いに支え合って安心して暮らせる地域社会をつくります。

課題4 審議会などの委員が男女の一方に偏らないようにするとともにすべての委員が会議に出席しやすいよう配慮します。

審議会や懇談会などの委員は、現状では、男性に偏っていますがこれを男女の一方に偏らないようにするため次のことを実施します。

委員の数を可能な限り、男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満にならないよう配慮するものとします。

審議会や懇談会などの会議をすべての委員が出席しやすい時間帯に開催します。

